平成２１年（フ）第２２５３号
札幌市北区新琴似９条７丁目２番15号　アキタハイム101号
債務者　菅野　雪子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３３５号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番16―309号
債務者　池田　克幸
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０号
北海道網走市鱒浦４丁目17番２号
債務者　佐藤　正信
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２１年（フ）第１１号
北海道網走市鱒浦４丁目17番２号
債務者　佐藤　勝子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
群馬県高崎市矢中町47番地５　ラ・ディファンスミキ208号
債務者　星野　真里
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３２４号
新潟市中央区上大川前通12番町2701番地　小林アパート３号
債務者　阿部　政子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９号
新潟県胎内市下館923番地４
債務者　阿部　良一
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第５０号
新潟県胎内市下館923番地４
債務者　阿部　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第３４１号
静岡県伊豆の国市天野21―１　西島満方、住民票上の住所静岡県沼津市我入道南条寺52番地の３　ＣＩＴＹハイツＡ―102
債務者　仲本あかね
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７５号
大阪府吹田市清和園町23番４号
債務者　松田とも子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３３３号
大阪府門真市舟田町51番５号
債務者　川村　延久
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５４９号
大阪市淀川区新北野３丁目２番２―509号
債務者　田口　聖也
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２３４号
大阪府茨木市耳原３丁目１番34号
債務者　藤岡　英樹
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４１８号
大阪府東大阪市菱屋西３丁目１番18号　菱屋西ハウス501号
債務者　柏戸　路子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４３８号
大阪市住之江区新北島４丁目４番56―810号
債務者　大林　　満
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５１１号
大阪市西成区南津守２丁目２番27号　コーポハラ203号
債務者　藤田　元彦
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５９７号
大阪市東淀川区小松１丁目18番２号　ヴィラ小松201号
債務者　渡邉　義行
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５９８号
大阪府東大阪市森河内東１丁目32番48号
債務者　松本　正光
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部